

資料編

1 子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和5年7月12日～令和7年7月11日)

区 分	氏 名	組 織	備考
学識経験者 (2名)	辰巳 裕子	四国学院大学 社会福祉学部	会長
	吉川 暢子	香川大学 教育学部	
公共的団体等の 構成員 (5名)	奥澤 日登美	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童 委員部会	
	中野 実千代	丸亀市母子愛育班連絡協議会	副会長
	松本 智支	丸亀地区労働組合協議会	
	矢野 秀典	丸亀商工会議所	
	山川 政明	丸亀市コミュニティ協議会連合会	
福祉関係者 (5名)	近藤 友吏子	丸亀市立保育所等所長会	
	高木 明美	NPO 法人 グランマール	
	高橋 勝子	認定 NPO 法人 さぬきっずコムシアター	
	長谷川 晃	丸亀市保育所保護者会連合会	
	吉村 真樹	社会福祉法人立丸亀私立認可保育園・認定こど も園園長会	
教育関係者 (6名)	大田 美絵	丸亀市立幼稚園・こども園長会	
	金澤 泰宏	丸亀市 PTA 連絡協議会	
	佐々木 航平	丸亀市公立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会	
	白川 常俊	丸亀市立中学校長会	
	前谷 智仁	丸亀市立小学校長会	
	真鍋 奈美	学校法人聖母学園 丸亀聖母幼稚園	
公募委員 (3名)	岡崎 幸	公募委員	
	合田 博幸	公募委員	
	三好 里美	公募委員	

(敬称略・区分ごと五十音順)

2 計画策定経過

年月日	項目	内容
令和5年 7月26日(水)	令和5年度 第1回丸亀市子ども・ 子育て会議	・会議委員委嘱 ・第3期丸亀市こども未来計画（案）の諮問 ・丸亀市こども未来計画に基づく需給バランス分析について ・令和5年度の幼稚園・保育所（園）等の状況について ・令和4年度地域子ども・子育て支援事業及び子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について ・第3期丸亀市こども未来計画（次期計画）の策定について
令和5年 11月6日(月)	令和5年度 第2回丸亀市子ども・ 子育て会議	・次期計画策定のためのアンケート調査について ・保育の量の見込みと確保方策について ・年度途中の待機児童対策に向けての取組
令和6年 2月～3月	アンケート調査	就学前児童及び小学生の保護者、中学2年生及び高校2年生等の本人と保護者に対して「第3期丸亀市こども未来計画」策定のためのアンケート調査を実施し、子育ての状況や生活の実態、教育・保育事業に対する量的及び質的なニーズを把握した。
令和6年 3月22日(金)	令和5年度 第3回丸亀市子ども・ 子育て会議	・幼稚園・保育所等の状況及び教育・保育の量の見込みと確保方策について ・アンケート調査の結果（速報）について ・子ども・子育て会議の開催予定について
令和6年 5月29日(水)	令和6年度 第1回丸亀市子ども・ 子育て会議	・丸亀市こども未来計画に基づく需給バランス分析について ・令和6年度の幼稚園・保育所（園）等の状況について ・令和5年度地域子ども・子育て支援事業及び子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について ・就学前教育・保育施設（公立）の現状 ・アンケート調査の結果について ・第3期丸亀市こども未来計画（次期計画）の策定について
令和6年 6月	支援者アンケート調査	支援機関（保育・福祉・行政等機関・団体）にアンケート調査を実施し、支援機関の側からみた、こどもの様子や家庭の実情、支援の方向性や関係機関との連携などの状況を把握した。
令和6年 7月30日(火)	ヒアリング調査	「支援者アンケート調査」を実施した支援機関のうち、5団体のスタッフと2団体の児童を対象にヒアリング調査を実施し、より詳しい状況把握を行った。
令和6年 7月～8月	若者からの意見聴取	18～39歳までの若者を対象とした Web 回答形式での意見聴取を実施し、若者を取り巻く実態や若者の意見などを把握した。
令和6年 9月2日(月)	令和6年度 第2回丸亀市子ども・ 子育て会議（書面会議）	・こども施策支援者等アンケート・ヒアリング調査の結果について ・第3期丸亀市こども未来計画（次期計画）の骨子案（全体）・素案（前半）について
令和6年 10月3日(木)	令和6年度 第3回丸亀市子ども・ 子育て会議	・第3期丸亀市こども未来計画（次期計画）の素案（後半）について

1
計画の策定に
当たって

2
こどもと家庭を
取り巻く状況

3
計画の基本的な
考え方

4
次世代育成
支援行動計画

5
子ども・子育て
支援事業計画

6
こどもの
ひかり計画

7
子ども・
若者計画

8
計画の推進体制
と進捗管理

資料編

年月日	項目	内容
令和6年 11月7日(木)	令和6年度 第4回丸亀市子ども・ 子育て会議	・第3期丸亀市こども未来計画（次期計画）の素案について
令和6年 11月29日(金)	政策会議	
令和6年 12月3日(火)	庁議	
令和6年 12月12日(木)	市議会教育民生委員会 協議会	
令和7年 1月6日(月) ～2月4日(火)	パブリックコメント	・第3期丸亀市こども未来計画（案）について
令和7年 2月18日(火)	令和6年度 第5回丸亀市子ども・ 子育て会議	・地域型保育事業における利用定員の設定について ・パブリックコメントの結果について ・第3期丸亀市こども未来計画（案）について ・計画（案）の市長への答申について
令和7年 3月18日(火)	市長答申	・第3期丸亀市こども未来計画（案）について
令和7年 3月19日(水)	庁議	
令和7年 3月	計画決定	

3 諮問書

5 健子第 147 号
令和 5 年 7 月 26 日

諮 問 書

丸亀市子ども・子育て会議 会長 殿

丸亀市長 松永 恭二



第 3 期丸亀市子ども未来計画（案）について（諮問）

第 3 期丸亀市子ども未来計画（案）について貴会議の意見を求め
ます。

1 計画の策定に
当たって

2 こどもと家庭を
取り巻く状況

3 計画の基本的な
考え方

4 次世代育成
支援行動計画

5 子ども・子育て
支援事業計画

6 こどもの
ひかり計画

7 子ども・
若者計画

8 計画の推進体制
と進捗管理

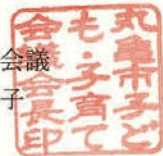
資料編

答 申 書

令和7年3月18日

丸亀市長 松永 恭二 様

丸亀市子ども・子育て会議
会 長 辰巳 裕子



第3期丸亀市こども未来計画（案）について（答申）

令和5年7月26日付 5健字第147号で、丸亀市子ども・子育て会議へ諮問のありました「第3期丸亀市こども未来計画（案）」について、下記のとおり答申いたします。

記

当会議では、丸亀市長より諮問のありました「第3期丸亀市こども未来計画（案）」の策定において、令和5年度・令和6年度の2か年で8回の会議を開催し審議を行いました。

審議の内容としましては、令和5年度に計画策定の基礎データとなるアンケート調査の実施に係る審議と、令和6年度には、こども施策に関係する計画を包括的・一体的に包含する市こども計画の策定として、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、こどものひかり計画、子ども若者計画、計画の推進体制と進捗管理についての審議を行いました。

また、この計画より新たに追加となった「子ども・若者計画」については、こどもや若者のひきこもり、不登校、ヤングケアラー等のこどもや子育て家庭

を取り巻く現状と課題、それに対する施策の展開等について審議を行いました。

その結果、計画の内容については、本市の子育てを取り巻く状況と課題、市民の意識などを踏まえており、概ね妥当なものと認められます。次の附帯意見につきましても十分に考慮いただき、今後のこども施策の推進を図られますよう求めます。

附帯意見

- (1) 「第3期丸亀市こども未来計画（案）」に示された基本指針に基づき、今後も、子育て支援に係る施策・事業等を確実に進めていただきたい。
- (2) 3号認定のこどもについては、保育士等の確保を図り待機児童の早期解消に努めていただきたい。
- (3) 令和7年度から設置される「こども家庭センター」や身近な場所（教育・保育施設や子ども・子育て支援事業実施施設）で行われる相談支援・情報提供において、支援等対象者へのサービスが十分に提供されるよう、関係機関との円滑な情報共有と支援体制の充実に取り組んでいただきたい。
また、ヤングケアラー問題や児童虐待の防止について、関係機関と連携のうえ積極的に取り組んでいただきたい。
- (4) いじめ・不登校対策において、対象児童・生徒・保護者の置かれている状況に配慮し、関係機関が連携し問題の改善・解決に向けた重層的な支援を行っていただきたい。

5 用語解説

あ 行

愛育班（あいいくはん）

「健康で明るくいいきと暮らしたい」と願う地域の皆さんの集まり。声かけ活動を中心に市内16の地域で、それぞれ独自の愛育班活動を行っている。

アウトリーチ

「手を伸ばす」という意味で、積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけ、様々な形で必要な人に必要なサービスと情報を届けること。

医療的ケア（いりょうてきけあ）

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等、自宅で家族等が日常的に行う、医療的生活援助行為。

M字カーブ（えむじかーぶ）

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する状況。

か 行

外国にルーツを持つこども（がいこくにる一つをもつこども）

国籍を問わず、両親又はそのどちらか一方が外国出身者であるこども。

香川県子ども女性相談センター（かがわけんこどもじょせいそудんせんたー）

女性の福祉に関する問題について相談に応じる機関（婦人相談所）。

香川県西部子ども相談センター（かがわけんせいぶこどもそудんせんたー）

18歳未満のこどもの福祉に関する問題について相談に応じる県の機関（児童相談所）。

確保方策（かくほほうさく）

「量の見込み（ら行参照）」に対する提供体制の確保の内容。

キッズウィーク

学校行事等の振替日をほかの時期の土・日曜などと組み合わせ、新たな連続した学校休業日を設定し、大人とこどもが一緒にまとまった休日を過ごす機会を創出する取組。

協働（きょうどう）

異なる主体が同じ目標を目指し、対等な立場で共に力を合わせ活動すること。

言語聴覚士（げんごちょうかくし）

言葉によるコミュニケーションに関する課題に対して、その対処法を見いだすために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う専門職。

合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

校内サポートルーム（こうないさぽーとるむ）

緊急避難や休養を求める不登校傾向の児童・生徒にとっての居場所や個別最適な学習機会を確保するため、学校内の空き教室を利用した教室とは異なる雰囲気の居場所。

コーホート変化率法（こーほーとへんかりつほう）

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、基準年度の人口に乗じて将来人口を推計する方法で、比較的近い将来の人口を推計する場合に用いられる推計方法。変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いて将来人口の推計を行うことが一般的。

こども家庭センター（こどもかていせんたー）

全ての妊産婦や子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等が中心となって行うこども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に行う。

こども食堂（こどもしょくどう）

地域のボランティアがこどもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

（こどものひんこんのかいしょうにむけたたいさくのすいしんにかんするほうりつ）

貧困により、こどもが適切な養育や教育、医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことのほか、こどもの権利利益が害されたり、社会から孤立したりすることのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法律。令和6年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、名称も変更された。

子ども・若者育成支援推進法（こども・わかものいくせいしえんすいしんほう）

次代の社会を担うこども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営むことが困難であるなど、こども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者の健やかな育成や社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等、総合的なこども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とする法律。

私学助成（しがくじょせい）

国が、法令に基づき私立の大学、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校に対して行う補助。確認を受けない幼稚園に対する私学補助については、都道府県が私立幼稚園に補助した場合、国がその一部を補助する。子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」とされていることも踏まえ、国はこれらの財政支援の充実に努めていくこととしている。

次世代育成支援行動計画（じせだいいくせいしえんこうどうけいかく）

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画。本市においては、平成16年度に「次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成21年度に「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、平成26年度までの取組を推進した。

「次世代育成支援対策推進法」は、平成27年3月までの時限立法だったが、平成37年3月まで10年間延長することとなり、同法で定める「市町村行動計画」については、策定は任意となり、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することも可能とされた。そこで、本市では、次世代育成支援行動計画の内容を子ども・子育て支援事業計画に盛り込み、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として位置づけて一体的に策定することとし、平成27年3月に「丸亀市こども未来計画」を策定した。

視線誘導標（しせんゆうどうひょう）

車道の側方に沿って設置することで、道路の線形などを明示し、運転者の視線誘導を行う標識など。

児童心理司（じどうしんりし）

児童やその保護者などの相談に応じ、診断面接や心理検査、観察などによって心理診断、また、必要な助言や指導を行う専門職。

児童発達支援（じどうはったつしえん）

障がいのある児童を対象に、通所により日常生活の基本的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行う事業。

児童養護施設（じどうようごしせつ）

児童福祉法に定める児童福祉施設の一つで、親のいないこどもや、親からの虐待などを理由に家庭で生活できなくなったこどもを入所させて養護する施設。児童相談所長の判断に基づき、都道府県知事が入所措置を決定する。入所対象者は、原則として1歳から18歳。

重層的支援体制整備事業（じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援事業（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチなどを通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業。

障がい児福祉計画（しょうがいじふくしけいかく）

児童福祉法に基づく、障がい児通所支援等に係る必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策等を定める計画。本市では、平成30年3月に障害者総合支援法に基づく障害福祉計画と一体的に第1期計画（平成30年度～令和2年度）を策定し、令和6年3月には第3期計画（令和6年度～令和8年度）を策定。

障がい者基本計画（しょうがいしゃきほんけいかく）

障害者基本法に基づく、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。本市では、令和3年3月に、「丸亀市第3次障がい者基本計画」（令和3年度～令和8年度）を策定。

償還払い（しょうかんばらい）

医療機関で自己負担分の金額を一度支払った後に、市に請求して払戻しを受けることをいうが、本計画では以下の意味で使用している。

県外の医療機関等で妊婦健診を受診した場合、費用の全額を一旦支払い、その後、請求を行って上限金額の範囲内で支給を受けるという制度。

少子化社会対策基本法（しょうしかしゃかいたいさくきほんほう）

少子化に対処するための施策を総合的に推進していくことで、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

食事バランスガイド（しょくじばらんすがいど）

1日に、「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを考える際の参考となるよう、食事の望ましい組合せとおおよその量をイラストで分かりやすく示したもの。

スクールカウンセラー

学校に派遣された、心理学などの知識や技術を有する心の専門家のこと。児童・生徒の人間関係やいじめ、不登校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手になるほか、保護者や教員からの児童・生徒への指導についての相談に応じる。

スクールソーシャルワーカー

こどもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、家庭・学校・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家のことをいう。スクールカウンセラーがカウンセリングという方法によって問題解決を図るのに対して、スクールソーシャルワーカーは関係調整や仲介・連携・代弁など、より多様な方法を用いて、問題に対応する。

た 行

待機児童（たいきじどう）

子育て中の保護者が、保育所等又は青い鳥教室（学童保育施設）に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童をいう。保育所等待機児童についての国の定義では、保育の必要性の認定（２号又は３号）がされ、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。）又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、空きがないなどにより利用していない者のうち、他の施設への入所提案ができない者。

地域型保育事業（ちいきがたほいくじぎょう）

子ども・子育て支援法に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業。主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、定員５人以下で、家庭的保育者の居宅その他の場所において保育を行う事業（家庭的保育事業）、主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、定員６人以上１９人以下の少人数で保育を行う事業（小規模保育事業）、主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、住み慣れた居宅において、１対１を基本とする保育を行う事業（居宅訪問型保育事業）、主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業（事業所内保育事業）がある。

地域福祉計画（ちいきふくしけいかく）

高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、住み慣れた地域で行政と住民が一体となって、福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む計画。本市では、令和３年３月に、「丸亀市第３次地域福祉計画」（令和３年度～令和７年度）を策定。

中讃勤労者福祉サービスセンター（ちゅうさんきんろうしゃふくしサービスせんたー）

中小企業の福利厚生を充実させることで、豊かな生活と安心して働ける職場づくりを目指し、それによって企業や地域の活性化に寄与することを目的として設立された。中小企業向けの様々な福利厚生事業を実施している。

特別支援教育（とくべつしえんきょういく）

従来の障がい児教育において対象となっていた障がいだけでなく、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）、高機能自閉症を含めて障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を行う。

特別支援教育支援員（とくべつしえんきょういくしえんいん）

幼稚園、小・中学校、高等学校において障がいのある児童・生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童・生徒に対し学習活動上のサポートを行う。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や内縁関係、元夫婦や恋人など、身近な立場の人から受ける暴力のこと。肉体的暴力だけでなく、言葉の暴力、社会的暴力（交友の制限など）、経済的暴力（お金を渡さない）なども含む。

な 行

認可定員・利用定員（にんかていいん・りようていいん）

認可定員は都道府県が各施設の申請に基づき認可する人数。利用定員は市町村が各施設・事業の実利用人数等を基に定める人数。市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を定めることとされている。（本計画では、量の見込みに該当。）

各施設や事業へ支払われる給付額は、定員によって積算され、実際の児童数が認可定員より少ない場合、実際に必要な運営費より少ない額の積算となることから、新制度では認可定員と利用定員の2つの考え方をを用いている。

認定こども園（にんていこどもえん）

保護者が働いている、いないにかかわらず就学前のこどもを受け入れて、教育・保育を一体的に実施する施設。地域の全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供など、地域の子育て支援も行う。認定こども園には、次の4つの類型がある。

●幼保連携型認定こども園

認可幼稚園と認可保育所が一体となって教育と保育を一体的に提供する施設。学校と児童福祉施設の両方の位置づけをもつ単一の認可施設。

●幼稚園型認定こども園

認可幼稚園が、保育に欠けるこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設。

●保育所型認定こども園

認可保育所が、保育に欠けるこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす施設。

●地方裁量型認定こども園

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす施設。

ネグレクト

無視すること、ないがしろにすることで、こどもに関しては、適切な養育を親が放棄することをいう。例えば、こどもに食事を与えない、身なりが清潔でない、乳児が泣いていても無視する、学校へ行かせない、病気なのに治療を受けさせないなどの行為のことで、これによって、こどもの精神的な発達が阻害され、人格形成に悪影響を与えるといわれている。

は 行

発達障がい（はったつしょうがい）

発達障がいはいくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい、チック障がい、吃音（症）などが含まれる。これらは生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通しており、対人関係や行動のコントロール、学業などに支障が生じる状態のことをいう。

非認知能力（ひにんちのうりょく）

知識や記憶力などの「認知能力」ではなく、意欲・意志、自覚し見渡す力、人と協力する力等の数値では測れない力のことをいう。

フィルタリング

インターネットのページを一定の基準により「表示してよいもの」と「表示禁止のもの」などに分け、こどもに見せたくないページにはアクセスできないようにする機能。総務省は、平成16年度から携帯電話向けにもパソコン並みのフィルタリング機能を実現するため、携帯電話各社と連携して研究開発を行った。携帯電話各社は利便性の高いフィルタリングサービスを提供しており、国（総務省）や自治体は、有害情報からこどもを守るため、積極的に利用促進を図っている。

母子・父子自立支援員（ぼし・ふしじりつしえんいん）

母子家庭や父子家庭等に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う相談員。

母子保健推進員（ぼしほけんすいしんいん）

妊婦や乳幼児を持つ保護者の皆さんが安心して妊娠・出産・育児ができるように、本市の母子保健事業に協力する身近な地域の相談者。

ま 行

マタニティマーク

妊婦又は出産後間もない産婦であることを周囲の人に知ってもらい、周囲の人が配慮しやすくするためのマーク。

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、母親の健康を維持するためにもとても大切な時期だが、外見からは見分けがつかないため、「電車で席に座れない」、「たばこの煙が気になる」など様々な苦労がある。

そこで、国民運動計画「健やか親子21」推進検討会において、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を目指し、「マタニティマーク」を発表した。マークを身につけていることで、周囲に妊婦であることを示しやすくするもの。「マタニティバッジ」は、マタニティマークをデザインしたバッジであり、このほか、ワッペン、キーホルダー、マグネット、ストラップなどがある。

や 行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者。

幼児教育・保育の無償化（ようじきょういく・ほいくのむしょうか）

令和元年10月1日から導入された3～5歳児クラス及び住民税非課税世帯に係る0～2歳児クラスの幼稚園、保育所等の利用料等が無償となる国の制度。

要保護児童対策地域協議会（ようほごじどうたいさくちいききょうぎかい）

虐待を受けたこどもをはじめとする要保護児童等に関する必要な情報の交換や支援を行うために支援関係機関で協議を行う場。児童福祉法に位置付けられている。本市では代表者会議を年1回、実務者会議を月1回、必要時に個別ケース会を随時開催している。

ら 行

利用定員（りようていいん）

「認可定員」の項を参照

量の見込み（りょうのみこみ）

就学前の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業において、将来必要となる量を見込むことをいう。

臨床心理士（りんしょうしんりし）

カウンセラー、セラピスト、心理職等、様々に呼ばれている心理学の専門家で、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格の所持者。

わ 行

ワークショップ

もともとは「仕事場、工作室」を意味するが、通常の形式的な会議の進め方ではなく、参加者がワイワイ、ガヤガヤと創造的に意見やアイデアを出し合い、参加者の意思を共通化するための「場」のことをいう。人の話を聞くだけでなく、参加者各自が「発想し、提案し、作業することにより、参加者全員で目標の達成に向けた作業を行う。

ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と「仕事以外の生活」（子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など）との調和が取れている状態。両者の調和を取ることで、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実させようとすることをいう。

1
計画の策定に
当たって

2
こどもと家庭を
取り巻く状況

3
計画の基本的な
考え方

4
次世代育成
支援行動計画

5
子ども・子育て
支援事業計画

6
こどもの
ひかり計画

7
子ども・
若者計画

8
計画の推進体制
と進捗管理

資料編

第3期丸亀市こども未来計画

令和7年3月発行

発行：丸亀市

編集：丸亀市健康福祉部子育て支援課

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

TEL 0877-24-8808

FAX 0877-35-8894

